

公 告

2020年 11月 30日
パルシステム茨城 栃木 理事会
公告 20-05号

住所不明組合員のみなし脱退に関して

長期住所不明組合員について、パルシステム茨城 栃木の定款9条(届け出義務)、10条(自由脱退)に基づき、2年間連続で住所確認ができず利用実績のない組合員について「のみなし脱退対象者」として公告いたします。

長期住所不明組合員とは、毎年郵送される「年次お知らせ通知ハガキ」が住所変更の届け出がない等の理由により3回以上(3年度分)返送されてきた場合、2年間の住所不明となります。

お心当たりのある組合員は、2020年12月25日までに下記のパルシステム問合せセンター・店舗または、本部までご連絡ください。ご住所確認のとれた組合員については「のみなし脱退対象者」から除外させていただきます。

なお、対象となっている組合員のお名前は各事業所にて確認できますのでお問合せください。ご本人からの連絡がない場合は、2021年3月31日をもってのみなし脱退者として脱退の手続きをとらせていただきます。

公告期間：2020年12月1日～12月25日

《お問い合わせ先》

事業所名	TEL	事業所名	TEL
ひたちセンター	0120-868-014	うしくセンター	0120-868-014
なかセンター		パルシステム栃木	
みとセンター		センター	
かしまセンター	0120-868-014	金沢店	029-227-2225
つちうらセンター		本部	

揭示期限 2020年12月25日
財務経理部